

「障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」 を活用して、ジョブコーチ支援を実施してみませんか？

～企業在籍型職場適応援助者によるジョブコーチ支援を行う場合～

企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した方が、**職場適応援助者（ジョブコーチ）**として障害者に対する支援を実施する場合に、「障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」を受けることができます。

さらに、支援計画の作成や「ペア支援」など、**地域センター※1**との連携により、質の高いジョブコーチ支援が実施できます。

※1 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 地域障害者職業センター



「障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」とは？

- ◆ 事業主が、対象労働者の職場適応のために、地域センターが作成または承認する支援計画で必要と認められたジョブコーチ支援を、企業在籍型職場適応援助者に行わせた場合に助成金を支給します。
- ◆ 支給額は①と②の合計です。

① 対象労働者 1人あたりの月額（下表）に、支援計画に基づく支援を行った月数を掛けた額（最大6か月）

対象労働者	支給額（1人あたり月額）※企業規模によって異なります			
短時間労働者以外の者	中小企業	8万円	中小企業以外	6万円
短時間労働者	中小企業	4万円	中小企業以外	3万円

② 企業在籍型職場適応援助者養成研修の受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

「障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）」を受けるには？

<申請までの流れ>

1 企業在籍型職場適応援助者養成研修 修了

2 地域センターとの事前打ち合わせ

- ◆ 「支援予定の対象労働者などの状況」「支援計画の作成」「今後の連携」を中心に打ち合わせます。

支援計画は、地域センターが作成または承認します



地域センターが作成または承認した支援計画に基づいて支援を行うので、ジョブコーチとしての専門的な支援を提供することができます。

支援計画作成前に、事前の打ち合わせを行いますので、余裕をもって地域センターにご相談ください。

3 支援計画の作成・承認

- ◆ 次の①～④の支援内容について検討し、支援計画書を作成します。

- ① 対象労働者・家族に対する支援
- ② 事業所内の職場適応体制の確立に向けた調整
- ③ 関係機関との調整
- ④ その他の支援

- ◆ 1回の支援計画は最長6か月です。

- ◆ 作成した支援計画書を地域センターへ提出し、承認を受けます。

初めての支援は「ペア支援」※2



養成研修修了後、初めて行う支援は、原則として地域センターのジョブコーチとともに支援を行います。

ジョブコーチとしての経験が十分にある方とペアで支援するため、ノウハウを習得することができ、また、困ったことがあっても相談しながら進めることができます。

※2 地域センターが、障害者に対する就労支援経験が十分あると認める場合はこの限りではありません。

4 ジョブコーチ支援の開始

- ◆ 1か月あたり平均で5回以上、支援計画に基づいて支援します。

5 受給資格認定申請／支給申請

- ◆ 支給要件や手続きの詳細は、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

